

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）、南部町財務規則（平成１６年南部町規則第５２号。以下「財務規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件業務に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 業務内容

- (1) 業務の名称  
令和８年度田住地区森林経営管理事業意向調査業務
- (2) 業務の仕様  
別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務位置  
西伯郡 南部町 田住 地区
- (4) 履行期間  
令和８年１１月２日から令和９年３月２３日まで

## 2 入札に関する問合せ先

- (1) 疑義の受付け  
本件入札に関する質問は、質問書（様式第６号）を作成し、メールにより４の（１）の場所に令和８年１０月９日（金）正午までに提出すること。  
なお、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受けないものとする。
- (2) 疑義に対する回答  
（１）の質問については、令和８年１０月１３日（火）正午までにインターネットにて鳥取県西伯郡南部町建設課のホームページ（<http://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kensetsu/>）よりまとめて閲覧に供する。

## 3 参加資格証明書類

参加資格証明書類は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

- (1) 競争入札参加資格を有する者（指名願い提出済）
  - ア 競争入札参加資格に係る申請書類受領書の写し、もしくは電子申請による審査が完了した旨を確認できるもの。
  - イ 入札参加資格確認書（様式第１号Ａ）
  - ウ 誓約書（様式第２号）

- (2) 競争入札参加資格を有していない者
- ア 入札参加資格確認書（様式第1号B）
  - イ 誓約書（様式第2号）
  - ウ 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第3号）
  - エ 登記簿謄本の写し
    - （ア）法人：商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
    - （イ）個人：代表者の身分証明書
  - オ 営業経歴書（受注履歴）
  - カ 財務諸表の写し（直近決算期分）
    - （ア）法人：財務諸表
    - （イ）個人：収支内訳書又は決算書等
  - キ 納税証明書の写し（直近1年分）
    - （ア）法人：法人税、消費税、地方消費税及び市町村県民税
    - （イ）個人：申告所得税、所得税、地方消費税及び市町村県民税
  - ク 印鑑証明書の写し
  - ケ 使用印鑑届（様式第4号）
  - コ 役員等名簿（様式第5号）
  - サ 労働保険料の納付が証明できるもの

#### 4 資格審査について

- (1) 提出のあった参加資格証明書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年10月16日（金）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西伯郡南部町長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年10月19日（月）午後5時までに書面又はメール（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県西伯郡南部町長は説明を求めた者に対して、令和8年10月20日（火）午後5時までに書面又はメールにより回答する。

#### 5 入札方法及び条件

- (1) 入札は郵便による紙入札とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、仕様書の総額を見積もった額とすること。
- (4) 入札書（様式第7号）は、入札者名及び入札金額を記載すること。

- (5) 入札書封筒は、業務名、入札日、差出人及び入札書在中と記載し、送付履歴が確認できる方法にて郵送すること。(特定記録郵便、一般書留、簡易書留又はレターパック等)
- (6) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をした時は、当該抹消をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることはできない。
- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできない。
- (8) 入札回数は3回とする。
- (9) 再度入札は4日後に同じ入札者にて郵便による入札を行う。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、政令、財務規則、本件公告、設計書、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、設計書、仕様書及びこの入札説明書等の不知又不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 6 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札。
- (3) 入札開始の前日までに入札場所に入札書が到着しなかった場合の入札。
- (4) 郵便以外の方法による入札。
- (5) 不正の行為があった者のした入札。
- (6) 記名押印のない入札書による入札。
- (7) 入札書を鉛筆にて記載した入札。
- (8) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札。
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札。
- (10) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札。
- (11) 政令、財務規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札。

## 7 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志がないと認める時は、入札の執行を中止、又は取りやめることがある。

- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する時は、契約を解除することができる旨、契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除する時は、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県米子警察署に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合であっては、その役員及び経営に事実上参加している者、受注者が任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介又は交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団又は暴力団員であること若しくは（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に業務を下請等させること。

## (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託をする業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合